

財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄を利用されている皆さまへ

財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄の目的外での払出しについて — 非課税特例の適用 —

財形住宅（年金）貯蓄を払い出す場合において、所轄税務署長からその災害等により被害を受けたことに係る確認書の交付を受け、その確認書を保険会社等に提出したものであるについては、当該財形住宅（年金）貯蓄に係る利子等について課税されません。

注1：確認書の交付を受けるためにはその災害等が生じた日から11か月以内に所轄税務署長に申し出る必要があります。

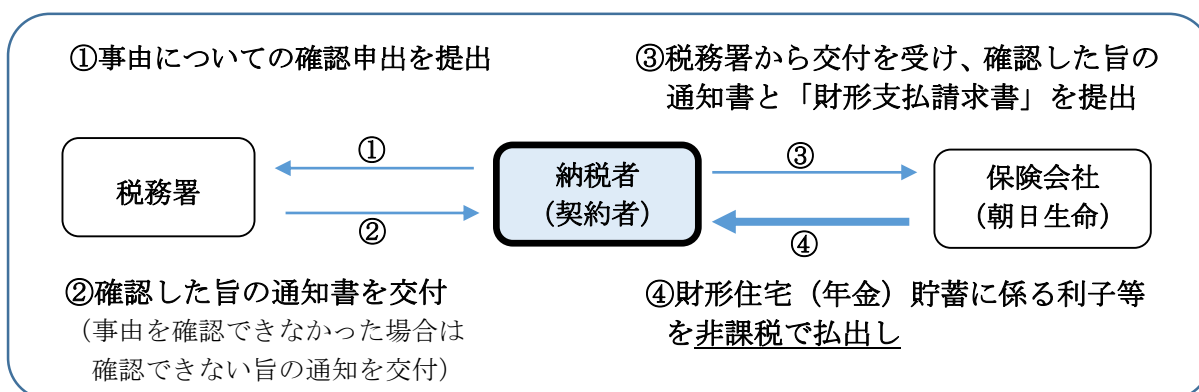
注2：その災害等が生じた日から1年以内に払出しが行われる必要があります。

非課税払出しの対象となる理由

- ① 本人または生計を一にする親族が所有する家屋が災害等による被害を受けた場合
- ② 本人または生計を一にする親族に対して支払った医療費の年間合計額が200万円を超えた場合
- ③ 本人が所得税法上の一定の寡婦又は寡夫に該当することとなった場合
- ④ 本人が所得税法上の特別障害者に該当することとなった場合
- ⑤ 本人が雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当することとなった場合

- ◆ 税務署の確認の際は、所定の様式と上記①～⑤の理由を証明する書類が必要です。
- ◆ 様式や証明書類の詳細については、国税庁のホームページを確認するか、または、電話等にて直接住所地の税務署へお問い合わせください。

お手続きの流れ



以上